

出 典 一 覧

市町村の概況項目		調査名等	担当課
【組織】	1 市町村長等	「市町村長・副市町村長及び議長・副議長調」	熊本県総務部市町村・税務局市町村課
	2 議会	「地方公共団体の議会の議員及び任期満了調」	熊本県総務部市町村・税務局市町村課
	3 職員数等	令和5年「定員管理調査」(総務省自治行政局) 令和5年1月1日「住民基本台帳人口」(総務省自治行政局) ※(人口千人当たり職員数=職員数合計×1,000/令和5年1月1日住基台帳人口) 令和5年「給与実態調査」(総務省自治行政局)	熊本県総務部市町村・税務局市町村課 熊本県総務部市町村・税務局市町村課
【概要】	1 世帯数・人口等 世帯数・人口 人口密度	平成22年・平成27年・令和2年「国勢調査」(総務省統計局) ※令和5年10月1日は「熊本県推計人口調査」 令和2年「国勢調査」(総務省統計局)	熊本県企画振興部 統計調査課 熊本県企画振興部 統計調査課
	2 選挙人名簿登録者数	令和5年12月1日「選挙人名簿登録者数」	熊本県総務部市町村・税務局市町村課
	3 面積 総面積 農用地面積 森林面積 宅地面積	令和4年「全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省国土地理院)※注1 令和5年「作物統計調査」(農林水産省大臣官房) ※注2 令和3年版「熊本県林業統計要覧」 令和4年「固定資産の価格等の概要調査」(総務省自治税務局)	熊本県総務部市町村・税務局市町村課 熊本県総務部市町村・税務局市町村課 熊本県農林水産部農林水産政策課 熊本県総務部市町村・税務局市町村課
	【産業構造】	総生産額 就業人口	令和3年度「市町村民所得推計」※注3 令和2年「国勢調査」(総務省統計局)
【財政】	1 決算収支	令和2～令和4年度「地方財政状況調査」(総務省自治財政局)	熊本県総務部市町村・税務局市町村課
	2 歳入歳出 決算額 予算額	令和2～令和4年度「地方財政状況調査」(総務省自治財政局) 「令和5年度9月補正後予算額等に関する調」(総務省自治財政局)※注4	熊本県総務部市町村・税務局市町村課 熊本県総務部市町村・税務局市町村課
	3 財政指標	令和4年度「地方財政状況調査」(総務省自治財政局) 「令和4年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要」(総務省自治財政局)	熊本県総務部市町村・税務局市町村課 熊本県総務部市町村・税務局市町村課
	4 税収の状況	令和4年度「地方財政状況調査」(総務省自治財政局)	熊本県総務部市町村・税務局市町村課
	5 税の徴収率	令和2～令和4年度「地方財政状況調査」(総務省自治財政局)	熊本県総務部市町村・税務局市町村課
【主な公共料金等の状況】 ※注5	令和4年度「国民健康保険事業年報」(厚生労働省保険局) 令和4年度「地方公営企業決算状況調査」(総務省自治財政局)	熊本県健康福祉部健康局国保・高齢者医療課 熊本県総務部市町村・税務局市町村課	

注 釈

注1	<p>【境界未定の市町村の面積について】</p> <p>市町村の面積値については、一部境界未定の区域が存在するため、当該部分の面積の取扱いについては、便宜上、令和5年度地方交付税の算定に用いた面積按分率によって按分し算出した面積により記載した。したがって、国土地理院が公表した「全国都道府県市区町村別面積調」での県の合計面積と相違が生じている。(「全国都道府県市区町村別面積調」での県の合計面積には、他県との間に境界未定がある場合は、関係する市町村の面積は、含まれていない。)</p> <p>なお、境界未定区域の相互関係は以下のとおり。</p> <p>(a) 阿蘇市、大津町、産山村及び南阿蘇村の境界は一部未定。なお、これらの合計面積は673.53k㎡。</p> <p>(b) 小国町、大分県竹田市及び大分県玖珠郡九重町の境界は一部未定。なお、これらの合計面積は885.84k㎡。</p>
注2	<p>【農用地面積について】数値は四捨五入している。</p>
注3	<p>【市町村内総生産額について】</p> <p>輸入品に課される税・関税・・・「関税」、「輸入品商品税」からなり、輸入した事業所所在の県で計上されるもの。 各産業部門が負担しているにもかかわらず、各産業への格付けが難しいため、一括計上して加算している。</p> <p>(控除) 総資本形成に係る消費税・・・各産業部門の設備投資及び在庫投資に係る消費税控除額(仕入税額控除額)のこと。 消費税申告の際、生産に必要な設備投資に係る消費税は、経費として消費税課税対象額から控除できる(仕入税額控除額)こととなっている。推計方法を県民経済推計に準じていることから、各産業部門で一括して控除している。</p>
注4	<p>【予算額について】</p> <p>「令和5年度9月補正後予算額等に関する調」にて回答された令和5年度当初予算の額。骨格又は暫定予算を編成した団体については、肉付け後又は本予算編成後の予算額。</p>
注5	<p>【主な公共料金等の状況について】</p> <p>国民健康保険税(料)・・・令和4年度の保険税又は保険料の年額。医療保険の一つである国民健康保険は、市町村が運営主体となっており、保険税・料は、国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主に賦課されている。また、保険料として賦課するか、保険税として賦課するかは市町村ごとに条例で定められている。(熊本市：保険料、その他市町村：保険税)</p> <p>介護保険料・・・第9期計画期間(令和6年度から令和8年度まで)における保険料の基準額の月額(詳細は各市町村へお尋ねください。)</p> <p>保育料・・・令和5年度の保育料(共働き世帯(扶養義務者の合算した市町村民税所得割課税額23万円)、子1人(3歳未満児)の場合の月額)</p> <p>上水道料金・・・令和4年度の料金(用途別料金体系の場合は家庭用の10㎡当たり、口径別料金体系の場合は口径13mmで10㎡当たりの税込み月額。市町村合併により料金が統一されていない場合は給水人口の多い団体の料金。)</p> <p>簡易水道料金・・・令和4年度の料金(用途別料金体系の場合は家庭用の10㎡当たり、口径別料金体系の場合は口径13mmで10㎡当たりの税込み月額。料金が統一されていない場合は給水人口の多い区域の料金。)</p> <p>公共下水道使用料・・・令和4年度の使用料(一般家庭における20㎡当たりの税込み月額。戸割、人头割等の使用料を設定している場合は世帯員数を(農業集落排水使用料)3人として算出。地区別等、複数の使用料体系を設定している場合は、一番有収水量の多い地区の使用料体系に基づく。)</p>